

あいちモノづくりエキスポ 2023 開催業務委託に係る企画競争募集要領

1 事業の目的

2023年10月に愛知県で開催する「あいちモノづくりエキスポ 2023」（以下、展示会という）を、円滑かつ効果的に執り行うために、開催業務について、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定する。

2 業務委託の概要等

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 業務名称 | あいちモノづくりエキスポ 2023 開催業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添「業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約日から2024年2月29日（木）まで |
| (4) 委託金額限度額 | 65,369,400円以内（消費税及び地方消費税込み） |
| (5) 支払条件 | 完了後払い |

3 募集期間

2023年3月24日（金）から2023年4月17日（月）午後5時まで（必着）

4 応募資格

応募資格者は、(1) から (10) に掲げるすべての要件を満たしている者とする。

応募は単独に限らず、共同企業体による参加も可とするが、1事業者が2つ以上の共同企業体に参加し提案を行うこと、又は共同企業体に参加しながら単独での提案を行うことはできない。なお、共同企業体の場合、共同企業体を代表する事業者は(1) から (10) の要件をすべて満たし、その他共同企業体を構成する全ての事業者は(4) から (9) の要件を満たすこと。

- (1) 過去5年間（2018年度から2022年度まで）に国、都道府県、政令指定都市及び国・都道府県・政令指定都市が組織する実行委員会等から同種の業務受託実績があること。
- (2) あいちモノづくりエキスポ 2023 と同程度規模以上のイベントに関する業務受託実績があること。
- (3) 愛知県の「令和4・5年度入札参加資格者名簿」掲載者のうち、業務（大分類）、「03. 役務の提供等」のうち営業種目（中分類）「03. 映画等制作・広告・催事」のうち、以下の取扱内容すべてに登録（現在申請中で契約締結時に登録が見込まれる者を含む）されており、かつ、愛知県内に本社、支社又は営業所があること。
ア（小分類）「02. 広告」のうち（細分類）「01. 広告企画・代行」
イ（小分類）「03. 催事」のうち（細分類）「01. イベント企画」、「02. 会場設営」及び「03. 展示」
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申し立てがなされていない者であること、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置を受けていない者であること。
- (7) 本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (10) あいちモノづくりエキスポ 2023 実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局が開催する本業務委託に係る説明会（3月29日（水））に参加すること。

5 仕様書等の交付方法

以下の愛知県のWebサイト掲載ファイルをダウンロードすること。

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/aichimonodukuriexpoitaku.html>

6 本業務委託に係る説明会の開催

応募希望者を対象に下記のとおり説明会を開催する（説明会への出席は企画提案書応募の必須条件）。

- (1) 開催日時
2023年3月29日（水） 午前10時から
- (2) 開催場所
愛知県三の丸庁舎 B101 会議室
- (3) 参加可能人数
1事業者（1共同企業体）につき2名までとする。
- (4) 資料等
資料等は配布しないため、本募集要領及び仕様書等関係様式一式をプリントアウトして持参するか、ダウンロードしたデータを保存しているパソコンを持参すること。
- (5) 参加申込方法
説明会参加申込書（様式1）を電子メール（件名に「あいちモノづくりエキスポ 2023 開催業務委託に係る説明会参加申込」と記載すること。）で提出すること。
- (6) 申込期限
2023年3月28日（火） 正午（必着）

7 応募方法等

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式2）
 - イ 見積書（様式任意）
 - ウ 経費積算内訳書（様式任意）
仕様書の業務内容ごとに、それぞれ費目内訳（人件費、交通費、通信運搬費、印刷費等）がわかるように記載すること。
 - エ 提案者の概要及び同種業務等受注実績（様式3）
 - オ 企画提案書（様式任意）
以下に掲げる項目に関しては、各項目を明記のうえ、専門的な知識を持たない者でも理解出来るように、イメージ等を用いるなど極力わかりやすい表現で記載すること。
愛知県らしさを全面に出し、多数の参加が見込めるような効果的な企画等を提案すること。
 - ① 基本事項
本事業の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取組方針について提案すること。
また、仕様書に記載している内容は必要最低限の内容のため、本イベントがより良いものとなるような「付加提案」を予算の範囲で可能な限り行うこと。
 - ② 業務実施体制
本事業の目的を達成するための業務実施体制について、過去の実績・自社の紹介を

交えて提案すること。

なお、本業務の遂行にあたっては、十分な経験を有する者の契約期間内の予定を確保のうえ専任とし、その者の所属・氏名並びに業務経験等の実行可能な根拠を示すこと。また、共同企業体による参加の場合には、構成団体の分担業務を記載すること。

③ 会場イメージ図・レイアウト図

効果的かつ魅力的な展示会となるよう会場のイメージ図、会場内のレイアウト図を提案すること。

④ 展示会の内容・運営

展示会の内容・運営に関して提案すること。ただし、以下の内容を必ず含むこと。

- ・講演会の講師（内諾までは不要だが、実現可能性が高い内容を提案すること）
- ・商談・マッチングの運営方法（活発な商談・マッチングとするための方策や募集方法、当日の運営方法等を具体的に提案すること）
- ・入退場システムの方法（事前登録の方法も含め提案すること）

⑤ 出展者との調整対応

出展者に対して、開催当日までの調整や出展者説明会の開催等、出展者への対応方法について提案すること。

⑥ 広報・PRに関する提案

展示会開催に向けて、当日多くの来場者を呼び込めるような効果的なPR方法を具体的に提案すること。

⑦ 作業工程

仕様書の業務内容ごとに、それぞれの作業工程、スケジュールを示すこと。

- カ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式5、6）
- キ 会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
- ク 定款又は寄付行為
- ケ 直近3か年の決算報告書
- コ 国税及び地方税について滞納がないことの証明書
- サ 共同企業体協定書（案でも可）の写し【共同企業体で応募する場合のみ】

(2) 提出部数

10部（正本1部、副本（コピー）9部とする。）

共同企業体の場合は、（1）ウ及びオからコは構成する全ての事業者について提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る）のいずれかにより提出すること。

持参の場合は、土日祝日を除く平日午前9時から午後5時まで

(4) 提出期限

2023年4月17日（月） 午後5時（必着）

(5) 提出書類作成要領

- ア 用紙は原則としてA4版（両面印刷可）、縦置き横書き（横綴じ）とする。必要に応じてA3版の折込も可とする。
- イ 企画提案書は、表紙、目次を除き、20枚（40頁）以内とすること。頁番号は目次を除いた通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- ウ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮したうえで提案すること。
- エ 見やすくて確かな企画提案書を作成すること。

(6) その他

- ア 企画提案書の提出は、1事業者（又は1共同企業体）あたり1提案とする。
- イ 応募資格を有さない者の提出書類、又は不備のある提出書類は無効とする。
- ウ 書類の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

- エ 提出書類に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- オ 採用された企画提案書の著作権は、実行委員会及び愛知県に帰属するものとする。
- カ 提出期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け取らない。
- キ 提出期限後の提出書類の差し替え、再提出は認めない。

8 仕様書等に関する質問の受付回答

(1) 受付方法

仕様書等に関する質問があれば、電子メールで質問表（様式4）を提出すること。
なお、提出する場合は、件名を「あいちモノづくりエキスポ2023開催業務委託に関する質問」とすること。

※電話や書面、FAXでは受け付けない。

(2) 受付期限

2023年4月3日（月）午後3時（必着）

(3) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、4月6日（木）（予定）に以下の愛知県のWebサイトに掲載する。

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/aichimonodukuriexpoitaku.html>

<留意事項>

- ア 質問を行った企業名は公表しない。
- イ 質問に対する回答内容は本公示の一部とみなすこととする。
- ウ 意見の表明と解される質問、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問、本事業に関係ない事項等の質問には回答しない。

9 審査・選定等

(1) 審査体制

あいちモノづくりエキスポ2023開催業務委託企画競争選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 選定方法

提出された企画提案書を始めとする書類（以下「提案書」という。）について、形式審査を行った後、選定委員会において審査する。

ただし、提案書が3件を超えてある場合は、委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行い、3件を選定する。

審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

【選定委員会における提案説明】

提案者は企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。

・日程：2023年4月26日（水）

※プレゼンテーションは、1者10分程度とする。説明は企画提案書をもとに行うものとし、パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は不可とする。説明終了後、質疑応答を5分程度行う。

(3) 主な審査基準

委託事業者を選定する際のポイントは、以下のとおりとする。

【事業評価項目】

- ア 推進体制（推進体制及び業務実績等は適切か。）
- イ 実施内容（実施内容は効果的であり適切か。）
- ウ 付加提案（当事業の効果を高めるものであるか。）
- エ 経費（見積項目・経費は適切か。）

【社会的取組項目】

- オ 環境マネジメントシステムの導入について
 - 自動車エコ事業所の認定について
 - カ 障害者法定雇用率の達成について
 - 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用について
 - 障害者就労施設等からの調達実績について
 - キ 女性の活躍促進について
 - ク ワーク・ライフ・バランスの推進について
 - ケ エコモビリティライフの推進について
 - コ 安全なまちづくりと交通安全の推進について
 - サ 健康づくりの推進について
 - シ 取引適正化の推進について
- (4) 審査結果の通知
- ア 通知方法
 - 最適な提案者に対しては企画提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは企画提案書を特定しなかったことを書面で通知する。
 - イ 通知期日
 - 2023年4月下旬ごろ
- (5) 提案者の失格・無効
- 次のいずれかに該当する場合は、その者の提案は無効とする。
- ア 契約締結までに「4 応募資格」を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽又は不備があった場合
 - ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
 - エ 提案者が個別に選定委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
 - オ 見積額が概算予算額を超過している場合
 - カ その他、選定委員会で、本事業の遂行に相応しくないと認められた場合

10 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは、契約関係を生じない。

実行委員会は、最適な提案者と企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約を締結するまでの間に失格となった場合は、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

11 スケジュール（予定）

- 3月24日（金） 募集要領等の公表
- 3月28日（火） 説明会参加申込期限（正午（必着））
- 3月29日（水） 業務委託に係る説明会
- 4月3日（月） 仕様書等に関する質問受付締切（午後3時（必着））
- 4月17日（月） 企画提案書等の提出期限（午後5時（必着））
- 4月26日（水） プレゼンテーション審査

4月下旬 結果通知
5月 1日（月） 契約締結

12 その他留意事項

- (1) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (2) 委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、随時、実行委員会事務局と連絡調整を行うこと。
- (3) この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、委託者が定める。

13 提出・問合せ先

住 所 〒460-8501

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課内

あいちモノづくりエキスポ2023実行委員会 事務局（瀧、都筑）

電 話 052-954-6370

ファックス 052-954-6977

電子 mail san-kagi@pref.aichi.lg.jp